

転載許諾ガイドライン 2008

社団法人 自然科学書協会

自然科学領域における専門書に掲載された論文や学術文献は幅広い読者によって読まれ、利用されることが学術の発展に寄与することになることは当然であり、同時にこれらの論文や学術文献の執筆・作成には、時としてすでに発表された他の著作物からその内容の一部を転載することが必要となる場合がある。社団法人自然科学書協会は、すでに発行された出版物に掲載された一定範囲の文章、図表等を他の出版物に掲載することにかかる転載許諾に対する共通の原則を設定することによって学術情報の流通を促進することが学術専門領域の出版社、著者そして学術専門領域全体の利益に叶うことになると考え、ここにそのガイドラインを作成した。このガイドラインは、発行された出版物に掲載された著作物の一部分を他の出版物に転載する場合の許諾基準として、社団法人自然科学書協会が過去の自然科学系の専門書発行の経験と慣習に基づいて実務的な基本原則を定めたものである。

下記の基準は出版社が権利者であることを前提としたものであるが、出版社が権利者でない場合であっても、この原則は依然として有効である。

なお、実際に許諾を得るためには許諾申請が必要である点はこれまでと変わらない。また、各出版社が本ガイドラインに従うか否かは個々の社の判断によるものであり、本ガイドラインは著作物の再利用に関する各社の商業的判断に影響を与えるものではない。

1. 下記の範囲の転載は原則として無償で許諾することとする。
 - 雑誌 1 文献あるいは書籍 1 章から最大限 3 つの図表あるいは書籍 1 冊について最大限 5 つの図表
 - 雑誌 1 文献あるいは書籍 1 冊から 200 文字以内の連続した文章あるいは合計 400 文字以内の連続しない文章
2. 下記の場合は必ずしも上記の基準に当てはまるものではなく、転載を許諾するかどうか、ならびに許諾するとした場合に有償とするか無償とするかは許諾出版社各社の判断に委ねられるべきものである。
 - 再利用の範囲が上記を超える場合
 - 転載許諾の対象となる文章・図版等がその出版物の重要な特徴であり、再利用が転載元の出版物の販売に影響を及ぼすと考えられるとき（解剖図譜、漫画、地図、絵画、創造写真、等）
3. 著作物の転載利用は執筆・作成する著作物において必要最小限の範囲に止めるべきであり、新規に作成する時間と経費あるいは労力が大きい、あるいは他の資料では十分説明ができないなど、転載利用することに対する合理的な理由が存在することが必要である。

4. 印刷物において図表等の利用許諾が与えられた場合は、電子媒体による利用についても同様に許諾されたものとする。ただし、許諾された図表等がその著作物において付随的な場合に限られ、かつ印刷物と電子出版物の内容が基本的に同一でなければならない。また、許諾された図表等を抜き出して別の態様で（たとえば、データベースの一部として）利用したり、許諾出版社の出版物と競合あるいは影響を及ぼすようなかたちで利用してはならないものとする。
5. 許諾にあたり、許諾出版社は原則として被許諾出版社に対して転載した出版物の提供を求めない。
6. 許諾出版社は、著作権が著者に帰属している場合ならびに出版社に著作権が帰属していても著者の了解を特別に必要とする場合を除き、著者の同意を転載許諾の条件としないことを原則とする。
7. 被許諾出版社は転載箇所に出典明示を忠実に行うことが必要である。
8. 再利用は内容の同一性を保持するものとする。
9. 転載許諾はその後発行される全ての改訂版ならびに翻訳版にも適用されることを原則とする。ただし、図表に対する転載許諾が与えられても、それは表紙あるいは宣伝物に利用することまで許諾されたものではない。それらの利用については別途許諾を得なければならない。

以上

この「転載許諾ガイドライン」は自然科学書領域の出版社の国際組織である STM (International Association of Scientific, Technical and Medical Publishers) (<http://www.stm-assoc.org/>) が 2003 年に “Permissions Guidelines” として制定したものを STM の了解の基に、日本語出版物向けに加筆修正を行い、社団法人自然科学書協会が作成し公表したものである。

2008 年 12 月 4 日
社団法人 自然科学書協会